

選挙運動用自動車運送契約書

____選挙候補者____（以下「甲」という）と
____（以下「乙」という）は、
車両の運送について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号又は車両番号

（車種）

（登録番号又は車両番号）

3 台 数

1 台

4 使用期間

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までの ____ 日間

5 契約金額

円（ ____ 円／日、税込）

6 運行上の義務等

乙は、甲の指示に従い本件車両の運行を行い、甲は、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

甲 ____選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

____選挙候補者____（以下「甲」という）と
____（以下「乙」という）は、
車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号又は車両番号

（車種）

（登録番号又は車両番号）

3 台 数

1 台

4 使用期間

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までの ____ 日間

5 契約金額

円（ ____ 円／日、税込）

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うほか、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

甲 ____選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(単価契約とする場合)

_____選挙候補者_____(以下「甲」という)と
_____(以下「乙」という)は、
選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 ____年 ____月 ____日から令和 ____年 ____月 ____日までの ____日間

2 供給場所

所在地
名称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

(車種) (登録番号又は車両番号)

4 契約金額

1 リットル当り ____円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 ____年 ____月 ____日

甲 _____選挙候補者

住 所
氏 名

印

乙 住 所
氏 名

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(単価契約とせず、総額契約とする場合)

_____選挙候補者 _____（以下「甲」という）と
 _____（以下「乙」という）は、
 選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
- 2 供給場所
所 在 地
名 称
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号
(車種) (登録番号又は車両番号)
- 4 契約金額
円 (税込)
- 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 6 その他
- この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。
- この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 _____ 選挙候補者

住所氏名

印

乙 住 所
氏 名

印

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と

(以下「乙」という) は、
甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転手の雇用について次のとおり
契約を締結する。

1 雇用目的

甲は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例に基づき、選挙運動のために使用する自動車の運転のために乙を雇用する。

2 運転する期間

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までの ____ 日間
原則として毎日 午前 ____ 時 ____ 分から 午後 ____ 時 ____ 分まで

3 契約金額

円 (____ 円／日)

4 運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号

(車種) _____ (登録番号又は車両番号)

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこ
れに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や
かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、
契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

甲 _____ 選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用ポスター作成契約書

____選挙候補者____（以下「甲」という）と
____（以下「乙」という）は、
選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 143 条に定めるポスター

2 数 量

枚

3 契約金額

円（税込単価） 円 銭）

4 納入期限

令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用ビラ作成契約書

____選挙候補者____（以下「甲」という）と
____（以下「乙」という）は、
選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 142 条に定めるビラ

2 数 量

枚

3 契約金額

円（税込単価 円 銭）

4 納入期限

令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に基づき上越市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、上越市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印